

一
產物方日記

(同治七、八年)

一六八七号

解題

本「産物方日記」(一六八七号)は、同治七年(一八六八)正月から翌年(一八六九)十二月にかけて、産物方に関係する日記である。この産物方という部署はやや複雑な組織形態をとっていた。本日記の表紙に評定所のタイトルの一部(評の文字)が見えることから、この日記が首里王府の評定所で作成されていたことが分かる。ところが、那覇の親見世でも同様に産物方日記が作成されていた(福地家文書、等々)。しかし、そのことは首里と那覇に産物方という組織が別個に二つあったことを意味するものではない。

産物方の組織は、およそ次のようになっていた。産物方掛(係)あるいは産物御用掛(係)と呼称される専任スタッフが実務要員として配置されていた。その下役の

産物方筆者は他職を兼務し、また上役の鎖之側と平等之側、そして三司官の一人が統括スタッフとして産物方掛を兼務していた。さらに、鹿兒島の琉球館に詰める在番親方の一人も唐物掛に任命(兼務)されていた。他方、那覇では里主・御物城・那覇筆者らの親見世の役人らが薩摩藩の産物方掛の対応窓口となっていた。そのため、①産物方掛と評定所との往復文書を中心にまとめられた評定所側の産物方日記、②那覇の親見世と産物方掛のそれをまとめた親見世(那覇側)の同日記、そして③産物方掛自身がまとめた産物御用方日記の三種類が作成されていた。この一六八七号文書は、①の評定所と産物方掛の往復文書をまとめたものである。

本来、この産物方という機構は、薩摩藩の琉球産物方に対応して設置されたものである。薩摩藩から派遣された産物方掛(琉球詰め産物方掛とも産物方御役々衆とも呼称)は、横目、附役、足輕などの四から七名ほどで構成されていたものと考えられる。ちなみに薩摩藩の産物方は前身の唐物方を改称したものである。始期は不明だ

が、少なくとも乾隆二五年（一七六〇）には、薩摩藩から琉球へ唐物方の役人が派遣されており、その構成は横目一人、大目附一人、書役一人、足輕三人からなっていた（『近世地方経済史料』第十巻、三六二頁）。その唐物方の名称が、産物方に改称されるのは道光二四年（弘化元、一八四四）である。長崎における唐物商法再開と連動したものであった（上原兼善『鎖国と藩貿易』二五四頁）。このような薩摩藩の産物方に対応する組織が専任あるいは兼任として琉球側に存在していたのである。

さて、本日記の概略は次のようになっている。琉球側の産物御用掛の組織や人事に関わるものとしては、森田筑登之親雲上、与那原里之子親雲上の任命記事がある。そして那覇・鹿児島間を往来する「登り船々」（春楫船、運送船、王舅乗船、夏楫船、夏運送船）の積み荷番の任命記事、薩摩藩の貿易用昆布の見張り番の任命記事、そして牛馬皮見締め番の任命記事などがある。これらの番人は首里王府から任命され、短期任用のため頻繁に交替しているが、その多くは那覇、久米村、東村、西村な

ど恐らく下層士族の人々と思われ、薩摩産物方の業務を担当していたことになる。

薩摩藩産物方の主目的は対中国産品の購入にあったが、その交易スタイルは琉球側（渡唐役人）に委託する交易形態であった。そのため薩摩側は物品の品目・数量などを記した「品立帳」を渡して購入を委託し、中国で交易後、帰国した渡唐役人らは「買立帳」を提出する仕組みになっていた。その委託交易の実態がこの日記には具体的に記されている。ただし、この時期、同藩の期待通りに交易は展開しなかった。その一例は、辰閏四月付で王舅迎船の総官（池宮城里之子親雲上）、同脇筆者（鉢嶺筑登之親雲上）、同大通事（伊計親雲上）らの弁明書に見ることができる。それによると品立書は略されているが、御前（薩摩藩主）御用の注文品は極上品を買渡るよう、と薩摩藩の産物方から指示されていた。福州到着後、担当役人らは上質のものを買うため「近づきの（中国）商人」に依頼し、各地へ注文を派遣した。ところが、昨年（一八六七年）秋に琉球から出帆した王舅迎

え船は風の不順のため慶良間島で越年し、そのため御前御用品を購入するために積載していた「干藻」の値は下落し、さらに航海途上で嵐に逢い濡れ廃れ品も生じ、注文の数量を満たすことができなかった。注文品の内で肉桂は広東で購入したが、品質の良いものではなかったため、福州の店々を探索して「拾い買い」によって調達しようとしたが、それも果たせず右の肉桂を仕方なく購入することになった。その品を検査の上、御用に立つなら収納していただきたい、と陳弁していたのである。この文書から、この時期の注文方法は、薩摩側から渡唐銀ではなく干藻などの海産物を福州で売却し、その代金で注文品を購入する方法が採られていたことが分かる。ただし、渡唐銀の付託が皆無であつたかどうかはなお検討の余地がある。

また、当時の対中国交易は中国の国内事情によって思わしいものではなかった。その原因は「唐の賊乱」、すなわち一八五〇年から一八六四年まで続いた太平天国の乱にあった。その動乱はこの時期には終息していたが、

生産活動は大きなダメージを受け、琉球側の交易もその影響を受けていた。閏四月付けの接貢船脇筆者、同大筆者、同官舎、同才府らはその状況を次のように報じていた。島津藩主らの注文品の調達については念を入れているが、近年「唐の賊乱」で蘇州での御用物は購入が困難になっている。そのため紗綾・縮緬などは広東・福州産の品を購入し、また蘇州産の反布を購入するよう尽力し、不可能な場合に広東・福州産のそれを購入するようにと指示されていた。それを承け渡唐役人らは中国商人へ依頼したものの、蘇州地域では「賊乱」のため民衆は方々へと逃げ去り、現在は徐々に戻っているものの避難時に家財道具を失つたり機織り道具も揃えられないなど、蘇州での生産活動は十分に回復してはいなかった。再三の要請にも関わらず、商人らは蘇州での交易活動を拒否したため、次善の策として蘇州反物を購入した者を福州城外の南台で探索したが見付けることはできなかった。結局、注文通りの数量を購入できず、その弁明を行っていたのである。このように、太平天国の乱は琉球側の中国

での交易活動に深刻な影響を与えていたのである。

その他、薩摩藩産物方は、対中国貿易だけでなく琉球の産物も取り扱っていた。その一つに琉球産の半夏（漢方薬）の専売があり、数年前の同治四年（一八六五）から産物方の買い上げ品になっていた。その半夏を昆布座へ搬入し、他所での売却や抜け売りの禁止措置が取られていた（四月二三日付）。

交易品についての詳細な情報もこの日記から伺うことができる。例えば、産物方注文の朱墨一五〇〇挺を購入してきた記事（閏四月付）や大黃以下、本掛人參などの漢方薬の単価と金額を記したリストなどがあげられる。八月付けの記事には、太守の御用注文品（緋緞子二本から西洋布五〇疋まで）があげられている。その代金は返上物同様の値段で「産物方御在銭」から支出され、その年の秋に渡唐する役人らは注文の数量を購入し、翌年の夏には品立て書を提出することなどの請け文（承諾書）を提出させられていた。その対象者は、大唐船脇筆者（島袋）、小唐船脇筆者（玉那覇）、同大筆者（名嘉真）、

大唐船大筆者（安里）、同官舎（金武）、小唐船官舎（喜舎場）、大唐船才府（豊見本）、小唐船才府（国場）らであった。彼らは中国での商品購入の実務担当者であった。その他、この九月二八日条には、船頭や水夫（二三人）らが鹿児島で煎茶の抜け買いを行い、摘発されて琉球の「国法」によって罰金刑に処せられていた。また、産物方が鹿児島では生産方に改称され、翌年三月十八日条に琉球でも生産方と称することになったことなどが記されている。

以上のことから、この日記は薩摩藩の産物方（生産方）という機構が琉球でどのように機能していたか、さらに対中国貿易の実態を知る上でも貴重な内容を持っていると言える。

（豊見山和行）